

第41号議案

芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額を引き上げるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年芦屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の各号」を削る。

第5条の2中「もの」を「者」に改める。

第6条第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第9条の見出しを「(補則)」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団 長	214	303	388	478	624	809
部長及 び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は，平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し，同日前に退職した非常勤消防団員については，なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において，新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の芦屋市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は，新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

参 照

芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給額を引き上げるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 退職報償金の支給額を次のとおり改正する。(別表関係)

階級	勤務年数											
	5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上 30年未満		30年以上	
	改正案	現 行	改正案	現 行	改正案	現 行	改正案	現 行	改正案	現 行	改正案	現 行
団長	千円 239	千円 189	千円 344	千円 294	千円 459	千円 409	千円 594	千円 544	千円 779	千円 729	千円 979	千円 929
副団長	229	179	329	279	429	379	534	484	709	659	909	859
分団長	219	169	318	268	413	363	513	463	659	609	849	799
副分団長	214	164	303	253	388	338	478	428	624	574	809	759
部長及び 班長	204	154	283	233	358	308	438	388	564	514	734	684
団員	200	144	264	214	334	284	409	359	519	469	689	639

(2) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 改正後の条例による退職報償金の支給額は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。